

平成21年度 第2回
東京都商品等安全対策協議会

平成21年9月8日(火)

都庁第一本庁舎 42階特別会議室D

18時00分開会

生活安全課長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成21年度第2回東京都商品等安全対策協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の先生方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。生活安全課長の荒木でございます。

9月に入りまして、朝晩は若干しのぎやすくなってまいりましたが、本日もクールビズ、ノーネクタイにて失礼させていただきます。委員の先生方におかれましても、どうぞ上着をお取りになりまして、ゆったりリラックスされてご審議いただければと思います。

本日は、小林委員が急な所用により欠席でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の資料のご確認でございます。会議次第の配付資料が一番上にあると思います。資料は3部ありまして、資料8、9、10と3つ続いております。資料8は、「東京都商品等安全対策協議会 ライターの子供に対する安全対策」で、前回お配りした資料6を改訂しております。資料9として「東京都商品等安全対策協議会における論点」がございます。こちらの論点が、本日もご審議いただく中心の資料です。資料10は、前回の資料7を改訂したのですが、今後の協議スケジュールの案でございます。

ここまでよろしいでしょうか。

続いて、参考資料が7部ございます。順番が、参考1、4、5、6、7、8、9とありまして、表記のとおりでございます。参考1は「火遊びによる火災の件数の推移」で、東京消防庁管内のもの。参考4は「アメリカ及びEUの基準の比較」。参考5は「消費生活用製品安全法について」。参考6、7、8は、社団法人日本喫煙具協会の仲野専務理事様からご提供いただいたもので「シガレットライターの安全基準」、「シガレットライターの国内需要動向調査報告」。また、大変興味深い資料で、参考8として「ライターマニュアル」、いろいろなライターの種類や構造がこれでわかります。最後に参考9は「ベビー用おやつの注意表示に関するガイドライン」、これが9月より設けられましたので、後ほどご紹介したいと思います。

それから、東京消防庁の清水委員から、机にお配りしておりますカラーの資料、今回、2部ご提供いただきました。東京消防庁管内の火遊びによる火災の状況等(平成11～20年度)及びライターによる火遊び火災の行為者(年齢別発生実態)、これを今回お調べいただきました。ありがとうございます。

なお、机上に議事録も配付してございます。前回の議事録ですが、8月25日にホームページにもアップしております。

今後の日程確認票につきまして、ご審議が始まりましてから概ね1時間程度後に回収させていただければと思います。事前にご記入をお願いいたします。

それでは、これからは詫間会長に進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

詫間会長 荒木課長さん、ありがとうございました。

それでは、本日の第2回協議会の議事に入らせていただきたいと思います。その前に、関連団体から貴重な資料をいただいておりますので、事務局からポイントをご説明いただければと思います。

安全担当係長 事務局の安全担当の丹野でございます。

それでは、ご報告いたします。お手元にあります参考9、A4の裏表1枚の紙をご覧ください。

こちらは、8月31日に日本ベビーフード協議会よりいただきました「ベビー用おやつの注意表示に関するガイドライン」についての資料でございます。前回の協議会でご説明しましたとおり、昨年度は、ベビー用のおやつのお安全対策についてご提案をいただいております。そのご提案に基づき、東京都から日本ベビーフード協議会に要望を行ったところですが、その結果、いち早くお取り組みいただきまして、表示に関するガイドラインが9月1日に発効されました。

参考9の表面をご覧くださいなのですが、こちらには、注意喚起のマーク及び表題に関して細かな規定が定められております。文字の大きさなどまで盛り込まれております。

次に、裏面には、記載場所や必要な注意表示事項が示されております。まず、表示の必須項目として、「必要な注意表示事項」という表1がありますが、その一番上の「お子さまが横になっている時やおんぶしている時にはあげないでください。」、2つ下の「お子さまがじゅうぶんになめとかしたり、かみくだいたりして、上手にのみこみ終わるまで、必ず見守ってあげてください。」、あと、一番下の「月齢は目安です。お子さまの食べる様子を見て、あげてください。」が必須になっているようです。

表1の下に図1がありまして、こちらが注意喚起マークの規格になっております。さらにその下に表示のイメージということで示されておりますが、基本的に食品に関してこうした注意喚起マーク、これは実際にはこの三角の中は黄色になっておりますが、そうしたものを付けるのはごくまれのようです。ただ、前回の協議会の中で、消費者の方があまり注意表示を読まないというアンケート結果が出てまいりましたので、少しでも読んでいただくという意味で、こうした注意喚起マークをお付けになることを考えられたとおっしゃっていました。

基本的に、表1の注意表示事項につきましては、従来の商品に盛り込まれているものが多いということです。ただ、警告マークが付いている商品が一つもありませんので、今後は順次警告マークが付いて、さらに注意事項が足りないものには内容が付加されたものが注意表示として示されて、そう

した製品が販売されていくことになるということでございます。

こちらが要望の柱の一つである表示の件に関する業界のお取り組みということですが、今後は、おやつそのものの物性などの安全対策について検討を行っていかれるということでございます。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。

あとは、先ほどの配付資料のご説明の中にありましたSmoking Articles Associationですか、それのご説明は、順次関連したところでご説明いただくということですか。

安全担当係長 はい。

詫間会長 正式には、英語ではSmoking Articlesという言い方ですか。Smoking Goodsという言い方もありますが。

仲野委員 Articlesです。

詫間会長 Articlesですね。何か立派なカラーの「Lighter & Smoking Goods Manual」というものをいただいて、大変参考になりました。スモーキングは、コロンブスが持ち帰ったところから始まっていますね。

本日の協議のポイントは、丹野係長からご説明がありましたように、資料9の、この協議会における論点についてポイントをおまとめいただいておりますので、順次ご説明の後、注意義務や要望事項等を披露していただきまして、一定の合意を得ながら論点2、3、4と進めていただけるとありがたいと思います。

それでは、最初に論点1「規制の実施方法」、これはまた大問題でもありますが、それについていかがでしょうか。

安全担当係長 まず、資料9の概要についてざっとご説明したいと思います。

資料9が当協議会における論点ということで、こちらをご覧いただきたいと思います。

こちらは、前回の協議会において論点として挙げていただいたものを4つにまとめたものです。ただし、この資料につきましては、結論として、ライターの子供・レジスタンス基準を付加するにはどうしたらいいかが前提になっている資料ですので、その点については最初にご了承いただければおります。まず付くことがありきという考え方になっております。

論点の概要ですが、資料9の上半分についてざっとご説明いたします。

まず、4つの論点のうち論点1「規制の実施方法」ですが、規制と申しまして、大きく分けて2通りあると考えております。法律により規制する方法、あるいは、業界の自主基準などで規制する方法。当然、実施に当たっては前者の法に基づくほうが厳しく、実効性があります。しかし、業界の自主基

準は比較的柔軟に対応できますし、しかも、迅速にいろいろなものに対応できるというメリットもあります。先ほどのベビー用おやつに関しては、まずは業界の自主基準ということでいち早く動いていただきました。

2点目として、「対象とする子供の年齢」についてです。仮に論点1で実施方法がどちらかに定まった場合、対象とする子供の年齢をどうするかということですが、欧米では、51カ月、いわゆる4歳3カ月未満で切っていますが、それで妥当かどうか。あと、高齢者や障害者の方々に使いにくくならないような配慮も必要ではないかというご意見も前回いただきました。

続きまして、論点3「ライターの範囲」です。仮にチャイルド・レジスタンス基準を付加することになった場合、どのようなライターに付加するべきかということです。実は、前回お話し申し上げました、アメリカとEUは既に先行してこの基準を付けたライターしか流通できないようになっていますが、基本的に後発のEUのほうが厳しい設定になっているようです。アメリカは価格だけで線引きしているということで2ドル。EUも、一応2ユーロということをご紹介申し上げたのですが、そちらの実態について、場合によっては価格設定もない可能性があるということで、ただいま東京都のほうで調査中ですので、結果が出次第、お知らせいたします。それと、欧米で大きく違うのは、ノベルティーライターです。このようなおもちゃの形をしたライターの扱いが決定的に違いますので、それについてはどのようにするかということです。

次に、論点4「実効性の担保」です。この中で、実効性を担保するには2点あるということで挙げております。まず1点目が、チャイルド・レジスタンスの基準を設けたとしても、その試験については日本でされたことがありませんので、実際に試験を行うに当たってどういった問題があるかということ。あと、前回お話がありましたとおり、ほとんど輸入品が多いということで、輸入品への対策のためにはどういったことを考えなければいけないかということです。

ということで、この論点については大きく4点にまとめさせていただきまして、本日は1から順にご検討いただければということで考えております。

以上です。

詫間会長 ありがとうございました。

最後のほうで、この4点の論点を総括的にご討議いただく機会を設けたいと考えております。論点1のところ、先ほど、参考9の資料で、昨年度させていただいた日本ベビーフーズ協議会が、自発的に、ご自分のボランティアの意思でこういうものをおつくりいただいたことは大変大きな成果だと思いますが、問題は、実際に製品に付くかどうかですね。これを付けなさいという段階のものですから、実際に具体的なメーカーがそれぞれおつくりになっている、ベビーフードに添付していただいた

り、書いたりしていただく、スローガンも書いていただくことになっております。この中に、その表現は多少変えてもいいと書いてありますね。基本的な精神は生かしていただいとということのようで、参考9は、そういう意味では非常に成果を上げつつある証左ですので、保存していただければと思います。

口幅ったいのですが、アメリカなどのコンシューマーあるいはコンシューマー・エデュケーションに基づいた各企業の自主規制は前からあるわけで、どうしてもそれがなかなか進まないときや非常に危険な場合は、FDAなりの担当のところがある一定の公的な規制を行うということがありますが、それを先につくるということはあまりありません。その辺のところを、この論点1については、仲野さんのところにどんどんご要望をおっしゃっていただければありがたいと思います。

とりあえず、その方向性としてはいかがでしょうか。

仲野委員 それでは、私から若干お話しさせていただきたいと思います。

前回もお話を申し上げましたが、いわゆるライターのチャイルド・レジスタンス、業界ではCRとっておりますが、日本でのCRの必要性については、現在のところ、業界としての方向性が定まっていません。その理由は、前回も申し上げましたが、東京消防庁さんからデータをちょうだいするまでは、国内における事故の実態が把握できていなかったということです。業界としては、日本には昔から、「マッチ一本火事のもと」という良い言葉があって、ご家庭での教育やしつけが行き届いていて、小さいお子さんによるライターの火遊びの件数はそれほどないのではないかと今までは感じていました。ですから、業界としての方針は、この協議会の報告書がまとまって、その内容を業界に持ち帰って対応を検討させていただきたいと思っております。

ただ、意見を何も申し上げないのも失礼かと思っておりますので、私がヨーロッパやアメリカの規制をずっと見てきた関係から、私の個人的な考えとして意見を述べさせていただきたいと思っております。ですから、今回、次回等で申し上げる私の意見が、必ずしも業界に持ち帰ってそれが通るかどうかは不明な部分があるということをご理解をちょうだいしたいと思っております。

まず、本日、論点4つ整理させていただいておりますが、規制の実施方法については、前回も申し上げましたが、対象製品の大半であると思われる使い捨てライター、100円ライターと呼ばれているものですが、これが現在、日本で5億数千万個流通しておりまして、このうち業界の検査対象でラベルを貼っていただいているものが約半数しかないということなので、業界での自主規制を求められても、会員さんがそれに協力していただくことは難しいのではないかと思います。コスト競争力の関係で非常に難しいのではないかと考えております。そうなるとおのずと、国にお願いして何らかの法律によって規制をかけていただくより方法がないのではないかと考えております。

論点1についてだけ、そのような意見をまず申し上げさせていただきます。

安全担当係長 こちらに関連しまして、資料9の論点1のところ、消費生活用製品安全法という法律がいきなり出てきていますので、こちらのご説明を若干させていただきたいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

お手元にあります資料9と参考5をご覧くださいと思います。まず、資料9の論点1の下半分にありますとおり、国内のライターに同時に規制を行うためには、今、仲野委員からもお話がありましたとおり、法に基づく規制が必要ではないかというようなことです。規制の方法にも幾つかありますので、どのように規制を行うかということを検討する必要があるということで、論点1の矢印の下にはそうしたまとめ方をしております。その上には、消費生活用製品安全法による規制か個別法による規制、これは別途、チャイルド・レジスタンスに特化した規制を行うという方法ですが、実は、EUは消費生活用製品安全法による規制に近い方法で、アメリカは個別法による規制に近い方法でおやりになっているようですが、ここで、日本では、恐らく、今後、ライターの規制をしていくに当たっては、消費生活用製品安全法による規制が一番考えられるのではないかと思います。

その関連する資料ということで、その法律を説明するためにご用意した資料が参考5です。参考5は4つの資料から成っております。まず、経済産業省のホームページからとりました消費生活用製品安全法の概要と、次のつづりの事業届に関する説明資料、こちらも経済産業省が作成した資料です。同じく経済産業省が作成した冊子のようなもの、「新しい消費生活用製品安全法について」です。最後のつづりが「長期使用製品安全点検表示制度の創設について」、これはパンフレットの移しになっております。

まず、表紙の後に付けた「消費生活用製品安全法の概要」の資料を使ってご説明します。この法律は、食品や医薬品など以外の一般消費者の生活の用に供される製品、通常、消費者が購入することが可能な商品、そうしたものを「消費生活用製品」と定義しております。消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るために、昭和48年に制定されています。今、私が申し上げたところは、この「消費生活用製品安全法の概要」というタイトルのすぐ下に書いてある文章です。

この法律は、大きく分けて3つの規定があります。その3つは、印で書いてありますPSCマーク制度、製品事故情報報告・公表制度、長期使用製品安全点検制度です。この法律の根幹を成しているのがPSCマーク制度です。この制度は、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品を「特定製品」に指定し、それぞれに技術基準を定め、その基準に適合した旨のPSCマークを付けないと販売できないというものです。

特定製品には、さらに特別特定製品に指定されているものがありまして、特定製品は、技術基準への適合の確認を、自己確認で構わないというものですが、「特別」が付くと第三者機関の検査が義務付けられます。この資料の表をご覧くださいなのですが、現在、特定製品及び特別特定製品に指定されている品目が掲げてあります。特定製品については、登山用のロープ、家庭用の圧力なべ及び圧力がまなど6品目。特別特定製品につきましては、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器です。携帯用レーザー応用装置とは、いわゆるレーザーポインターと言われているものです。一番下の浴槽用温水循環器というのは、家庭用のジェットバスなどが入ってきます。

今、消費生活用製品安全法でライターを規制対象にするとすると、この特別特定製品の4品目にライターが指定できないかということになるかと思われます。

先ほど、指定されたものについてはそれぞれ技術基準があると申しましたが、その技術基準について説明する資料として、次に付けている「事業届に関する説明資料」というホチキス留めの資料をご覧くださいと思います。

この資料を3枚おめくりいただきまして、4ページをお開きいただきしたいと思います。中ほどから下に表が載っております。「対象特定製品の技術基準は、次のとおりです。」という表です。最初に出てくるものが乳幼児用ベッド。この「乳幼児」というのは24カ月以下ということで、2歳くらいまでのお子さんを寝かせるためにつくられたベッドです。表の上に「技術上の基準」とありますが、その中に基準が1から20まであります。まず、1番目に、「手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。」とあります。7に「乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。」があります。今の2つは抽象的な言い方ですが、例えば12番目、「床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して25回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。」、こうした具体的な数字を盛り込んだ基準も入っております。乳幼児用ベッドにつきましては、1から20まで載せてあります。その後に登山用ロープ以下続いておりますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

仮にライターが指定された場合は、同じように技術基準ということで様々な項目が入ってきます。恐らく、こちらの基準に盛り込まれるだろうと思われる基準は、日本喫煙具協会で現在定められているシガレットライター安全基準であると思います。さらにプラスして、今回ご検討いただいておりますチャイルド・レジスタンスの基準が入ってくると考えられます。

PSCマーク制度の実効性の担保ということですが、市場で販売されている特定製品及び特別特定製品にPSCマークが付いているかを確認するための条文として、立入検査の規定も入っており

ます。これは都道府県に事務が下りておりまして、東京都でも年間200～300機種について立入検査を行っております。付いていないものを販売していた場合は、国が、回収などの措置を行います。ちなみに、昨年度は、東京都の調査ではそのような機種はなかったということで国に報告を上げております。PSCマーク制度については以上です。

続きまして、製品事故情報報告公表制度に関するパンフレットをご覧いただきたいと思います。平成18年12月に作成されたもので、内容が、現在と変わっているところが若干あります。それは、9月1日に発足した消費者庁の関係で内容が少し変わっているということです、少し説明させていただきます。

パンフレットを1枚おめくりいただいて1ページをご覧ください。1ページ目の囲いの上のところはこの制度の趣旨が記載してあります。消費生活用製品に係る製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置が新たに設けられ、製品事故の再発防止を図ろうとするものですということです。そして、この改正のポイントということで、囲いの中に5つのチェックマークが付いていますが、大きく分けて、上の3つのチェックマークは事故情報の収集と公表について。4つ目、5つ目については、事故の再発防止対策ということになっております。

1つ目のチェックマークは、製造事業者または輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは主務大臣に報告しなければならないということですが、以前は、主務大臣イコール経済産業大臣ということで、経済産業省への報告でしたが、現在は消費者庁が設置され、この主務大臣が内閣総理大臣に変わっておりまして、現在は消費者庁に報告することになっております。1つ目のチェックマークの2行目の「主務大臣」は内閣総理大臣になっております。

今、「重大製品事故」という言葉が出てきましたので、このパンフレットを2枚おめくりいただいて4ページをご覧くださいなのですが、「『製品事故』とは」という定義があります。一般消費者に危害が生じた事故、あるいは、そのおそれがある場合のいずれかであるということで、下線部分の「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」ということです。

次に5ページにいきまして、さらに製品事故のうち危害が重大なものとして、次に掲げるものに該当するものは重大製品事故になるということで、点線で囲まれている「『重大製品事故』とは」のところですが、死亡事故、重傷病事故、これは治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病です。あとは、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故。さらに、消防が火災として確認した火災が該当します。

また1ページにお戻りいただきたいのですが、次に、1つ目のチェックで報告があった内容については、2つ目のチェックマークで、主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合はその内容を公表するとなっておりますが、またこの「主務大臣」も内閣総理大臣に変わっておりますので、現

在は消費者庁で公表しております。

3つ目の販売事業者や工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、製造事業者または輸入事業者に通知するよう努めなければならないということです。

4つ目は「事故の再発防止策」ということで、製造事業者または輸入事業者は、事故原因を調査し、必要に応じて回収等の措置をとるよう努めなければならない。5つ目が、販売事業者は、製造事業者などが行う回収等の措置に協力するよう努めなければならないということです。

次の2ページをご覧くださいと思います。上から行きますと、重大製品事故が発生したら、製造事業者や輸入事業者は事故の報告を、事故を知った日から10日以内に内閣総理大臣、いわゆる消費者庁に報告することとなります。報告を受けた消費者庁は1週間以内に公表いたします。また、必要に応じて、経済産業大臣が製品回収などの危害防止命令を出します。危害防止命令につきましては従前のまま、法律で主務大臣で残っておりますので、現在も経済産業大臣になっております。あと、報告が不履行だった場合の体制整備の命令は内閣総理大臣ということで、実務的には消費者庁が命令を発動します。

消費生活用製品安全法の中で、消費者庁に移管された内容は、主に今ご説明した重大製品事故の報告・公表制度の内容になっておりますので、今、消費者庁が話題になっておりますので、若干詳しくご説明させていただきました。

次に、消費生活用製品安全法の3つ目の構成の長期使用製品安全点検制度についてです。こちらは簡単にご紹介だけになります。パンフレットの写しをご覧ください。1ページ目を使ってざっとご説明いたします。詳しくは、後ほど中身をご覧くださいと思います。

この制度の概要として、まず、長期使用製品安全点検制度については、長期間の使用に伴い生じる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多い9品目について点検制度が設けられました。その9品目とは、屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)以下9品目です。その下の長期使用製品安全表示制度ということですが、こちらは消費生活用製品安全法の基づくものではありませんが、長期使用製品安全点検制度が施行されたと同時に創設された制度でございます。重大事故の発生率は高くないけれども、事故件数が多いということで、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化された製品ということで5品目。扇風機、エアコン、換気扇などとなっております。

長くなりましたが、今申し上げましたところが消費生活用製品安全法のご説明です。

続きまして、詳しくは後ほどご覧いただきたいのですが、日本喫煙具協会で定められている「シガレットライター安全基準」もあわせてご説明したいと思います。参考6をご覧くださいと思います。

参考6を1枚めくっていただきますと、日本喫煙具協会で定められた安全基準そのものが出てまいります。こちらは、ISOの9994-2005に準拠して定められたものです。こちらは後ほどご覧いただきたいのですが、参考6の表紙をご覧いただきたいと思います。まず、日本喫煙具協会では、注入式のガスライターについて、炎の高さ、消火、耐落下性、耐熱性、耐炎性、耐圧性などの検査項目を定め、会員事業者からの申請により公的機関に委託して検査が実施されているということです。この公的検査機関というのは、先ほどPSCマークのところではベビーベッドについてご紹介しましたが、その検査機関と同じ文化用品安全試験所です。検査に合格したものは日本喫煙具協会に登録されて証明書やシールが交付される仕組みになっております。シールやカードについては、資料の下のほうに載っております。

今申し上げたのは注入式ガスライターで、この検査制度については、平成17年6月より、使い捨てライター(ディスポーザブルライター)についても対象が広がり、検査に合格したものはラベルが貼られているということで、資料の裏面をご覧いただきたいと思います。こちらがディスポーザブルライターについてで、合格したものには適合品ラベルが貼られます。あと、前回にも仲野委員からお話がありましたとおり、数は少ないのですが、一部のライターには、製品安全協会が発行されているSGマーク付きのものもあるということです。

ただ、日本国内で流通しているライターについては、日本喫煙具協会会員事業者が取り扱っているものが約半数ということです。裏を返すと、残りの約半数は検査を受けていない可能性があるライターになりますので、業界の自主基準での対策に限界があることを示す一つの理由になるのではないかと考えております。

大変長い説明になってしまいましたが、以上です。

詫間会長 ありがとうございます。

消費生活用製品安全法が平成18年11月に改正されて、そこで、今おっしゃってくださったような大きな変化が生じていると思います。それは、具体名を挙げていると思いますが、例のパロマの湯沸器によって18人以上の人が亡くなって、大変だということがありましたので、それを早く報告し、公表すると、今度は1週間以内に報告するというので、回収ももちろん命令して、自分で回収してしまうということもあると思いますが。

シガレットライターについては、そこまで行くのかどうかという問題が一つあるかと思いますが、最後のほうでご説明がありました、日本喫煙具協会は、業界の自主的な検査制度により、適合品ラベルを貼っているわけですが、これが、今もお話があったように、貼られているものは半分より少ないんですか。全体で5億とかいうすごい数なので、いずれにしても、そういう状況についてのお話があ

りました。

さらに、これからいろいろご討議いただきたいことは、チャイルド・レジスタンスに限定して、さらに適合品のプラスアルファのマークというか、規制というか、そういうものに行くのかどうかということですね。さっき丹野さんから、特別特定製品という項目に入れられることになると、これは相当なものになってしまいますけどね。

細かいことを言うときりがありませんが、今の丹野さんのご説明で、ポイントだけよくまとめてお話しいただきました。

どうぞ。

小野委員 前から少し気になっていることがあります。誤って子供がライターをつけて火傷をしたり、火災が起きたりした場合、いわゆる想定外の使用、誤使用ということになります。製品の欠陥でも何でもないわけですから、そういう場合にこういう規制がかけられるものなののでしょうか。シュレッターのときも、想定外の使用ということで、製品欠陥としては扱われなかったはずです。私がおもうに、消費生活用製品安全法のPSCマーク制度でもなければ、長期使用製品安全点検制度でもないと思います。どの規制の中に入るのかなと思います。逆に、アメリカやヨーロッパは、よくここまで基準を設けているなと思いますが、日本の場合、素直に規制として入るものなのかどうか教えてほしいのですが。

持丸副会長 厄介なものが、WTO。国際的な輸出入を管理しているところが、いわゆる昔のSマークに相当するものが特別特定とか特定製品というもので、これは非関税障壁ということで、これ自体はWTOに真っ向からぶつかるようなことです。もちろん、この場合、幸いにして、海外に似たような規格がありますので、ヨーロッパとアメリカは文句は言いませんが、中国は文句を言う権利を持っているということで、そのことも勘案する必要があるでしょう。

詫間会長 ありがとうございます。

では、仲野さん、先ほどの、難しいところですが、規制をかける部分とボランティアに残す部分と、いかがでしょうか。

さっきおっしゃったシュレッターについては、すぐに処置されて、溝に指が入らないように、かなりのところまで処置されたはずですね。基本的には自己責任ということでしたが。

仲野委員 ただ、あれも企業の自主的な回収にゆだねたところがあって、規制ということではありませんでした。

詫間会長 そうですね。そこが規制なのか、自主なのかということですね。

仲野委員 持丸先生のお話だと、今それを国のほうで考えているということは良いことだと思います。

すが、あれも当時は誤使用と言われて、製品欠陥ではないということからして、ライターも、チャイルド・レジスタンスということからすると、そういう解釈の可能性もあるかなと思います。

詫間会長 多少、子供の場合は、法律では瑕疵があると判断される場合があって、それはむしろ消対審の松本委員長に聞いたほうがいいわけですが。

どうぞ、ジェネラルなお話で結構です。

仲野委員 今のお話を伺いますと、当初、東京都がお考えになったことは、子供さんの事故をなくしたいということで、いわゆるチャイルド・レジスタンスも、規制できれば、東京都が考えている目的を達成されるのかなという気がします。チャイルド・レジスタンスの規制をつくることは、特別法で対応していただければ可能だと思っております。ただ、このお話を伺ったときに、業界として常々、ライターというものは炎をつくる、潜在的な危険性を持った商品だから、誰でも簡単に輸入して国内で流通させることが良いのか、悪いのか、業界としてはずっとその部分を議論してきております。業界として、ライターの安全基準そのものを国の規制でお願いしたいと考えていたものですから、このお話を伺ったときに、先ほど、参考資料で出していただいておりますが、シガレットライター安全基準は業界の自主基準で、協会の会員さんと契約行為で検査を実施して、合格した商品にはこのラベルを貼っていただくという方法をとっています。その自主規制では、安全ではないライターが出回っている現状から見て、何らかの形で法律の適用をしていただきたいと。ここで東京都のお話を伺ったときに、CR+ライターの一般的な安全基準ということで、いわゆるヨーロッパスタイルで規制をかけていただく方向で協議会をお願いできればということでお話を差上げた次第です。

詫間会長 協会の中には、外国のメーカーはメンバーとして入っておられないのですか。例えば中国のメーカーやヨーロッパのメーカーが。

仲野委員 会員さんには、何社か外国メーカーさんもいらっしゃいます。

詫間会長 そうすると、もう一つ別の問題が、輸入障壁という問題があって、中国はそういうところが敏感ですから、そういう政治的なマターにも引っかかるので、きょう結論を出すということではありませんが、今ご指摘いただいたことは、最終結論のときにポイントになるところですね。消費生活用製品安全法という形でジェネラルに網をかけた上で、チャイルド・レジスタンスもさらに付加して個別法でやるか、個別法だけ、この協議会の権限を狭く考えて、とりあえずそこがまだしっかりしていないので、それを第一段階としてやるのか、その辺の判断を、本日は論点ですから、そこを念頭に置いていただいて、その辺は次回も引き続き、最終的に焦点になるところだと存じます。良いことをご指摘いただいたと思います。

仲野委員 それに付け加えさせていただきたいと思います。何らかの形でCR、子供さんへの対

応ができたとしても、ライターの一般的な安全基準に合致しないような製品があったのでは国民の安全性が担保されないということで、基本的な安全基準に合格した上で、さらにCRの対応であるということが必要ではないかと考えております。

詫間会長 そうですね。ですから、既にボランティアに、そちらの協会でシガレットライターの安全基準というジェネラルなものは、失礼ですが、これで十分かどうかはこれから精査しなければいけない部分もあると思いますけどね。もし、それで合意されて、メーカーのほうも合意されたものが、さらにグレードアップされたものができて、それと整合性を持った形でCRの個別法がまたできるとなれば、それはご了解いただけるのではないかと思います。

ただ、この協議会の権限というか、機能というか、そうものすごいものではないと思いますので。消費生活対策審議会もありますので、その辺との関連も考えながら進めさせていただきたいと思います。本日は論点を明確にするということで、非常に良い論点をおっしゃっていただけたと思いますので、記録に特にアンダーラインをしてとどめていただければと思います。

清宮さん、この点について何かコメントがありますか。

消費生活部長 今回は、子供にとっての安全なライターということが主にご議論いただきたい点ではありますが、ライターの安全性ということが、確かにチャイルド・レジスタンスだけで、本当にそれで担保できるのか、もととなるライターそのものの安全性をどう考えるかということは、このご議論の中で一緒にご意見を伺いながら、最後のまとめの中でどう整理していくかを事務局でも考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

詫間会長 本日は結論を出す段階ではありませんが、従来の重要な論点があるということをご認識いただいて、継続的にお考えいただくということがあります。

時間も押しておりますので、論点2について、東京消防庁の清水さんからご説明もありますので、まず丹野さん、お願いします。

安全担当係長 論点2以降は、私から簡単に説明させていただきます。

まず、論点2は、資料9をもう一度ご覧ください。論点1については、恐らく、業界の自主規制では限界があるというお話等をいただきましたが、仮に、規制をするとなった場合、対象とする子供の年齢をどうするかということです。資料9の論点2の矢印から下の部分ですが、まず、火遊びによる火災の行為者の年齢を分析することが一つあって、それによって年齢を絞ることができないか。その際、高齢者や障害者への配慮という観点から、年齢を安易に引き上げることも問題があるので、その点について考慮する必要があるということでございます。あと、世界の中で先行している欧米での年齢が51カ月未満、4歳3カ月未満となっておりますので、こちらが今のところは世界基準ですので、

こちらとの整合を図る必要性も課題としてあります。

最初は、火遊びによる火災の行為者の年齢の分析ということで、火遊びによる火災の状況等については、添付した資料を清水委員からご提供いただいておりますので、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

詫間会長 それでは、清水委員、よろしくお願いいたします。

清水委員 最初に、A4横のカラー刷りの資料をご覧いただきたいと思います。これは、平成11年から平成20年までの10年間の東京消防庁管内の火遊びによる火災の状況等です。対象年齢は、子供の火遊びということですので14歳未満というくりになっております。上の表をご覧いただきたいのですが、火災件数自体は、5歳未満の子供によるライターによる火遊びの火災件数は、この10年間で98件ですので、年間10件程度になります。

その右をご覧いただきますと、死者が3名おり、負傷者が75名ということで、100件当たりの死傷者の発生率を見ると79.6ポイントになります。5歳以上も比較的高いのですが、その比較材料として、同じくこの10年間の他の火災原因である放火やタバコ、ガステーブル等の同様の死傷者の発生率を出してみたところ、ガステーブル等は、袖に火がついたり、天ぷら油に火がついて、それを消火しているときに火傷を負うというようなことが多くて、死傷率が46.3ポイントと高いのですが、5歳未満の死傷者の発生率はさらに高いという状況が出ました。これを5歳未満と5歳以上で分けた理由は、アメリカ等の基準に近い年齢層で分けたということです。

あと、下にも書いてありますが、子供のライターによる火遊びから子供のケガ等を防止するということではありませんが、副次的な効果ということで、東京消防庁管内では、ライターに起因する火災が、例えば車のシートの下のレール部分に落ちて、そのシートを動かしたときに火がついたり、あるいは、ロッカーの中に荷物を押し込んで、その拍子でライターに火がついてロッカーの収容物が燃えるというケースも年間10～20件くらい起きております。こうした火災の減少効果も期待できるのではないかと考えております。

もう一枚のA4縦の資料ですが、ライターによる火遊び火災の行為者年齢別の発生実態ということで、期間は平成16年から平成20年までの5年間です。行為者年齢が明らかなものについて、年齢別に発生状況を見たものです。先般、山中先生からもご指摘がありまして、行為者年齢の別の発生状況も見たほうがいいのかということから、まとめてみました。

右は、火災件数全体に占める当該年齢の比率です。4歳以上がパーセンテージが高くなっていることが見てとれるかと思います。その右は、それを足し込んだ累積です。

2は人的被害の生じた火遊び火災の発生状況で、火災件数と死傷者があった火災の割合等の

表です。6歳以下の死傷者があった火災の割合が高くなっているという状況が見てとれるかと思えます。

その裏のページ、3になりますが、火災規模別の発生状況ということで、建物火災となった208件の焼損程度別の状況を示したものです。建物火災に占める焼損程度別ということで、ボヤのほかに、全焼、半焼、部分焼というくりがありますが、これは、消防では延焼拡大率と言っております。延焼が拡大した比率が、4歳までの累積で50%。また4歳の当該年齢の延焼拡大率も50%となっており、他の住宅火災の延焼拡大率から比べると非常に高い数字が出ております。

ちなみに、5年間の累積は出ていませんが、平成20年中の延焼拡大率が28.9%ですので、それよりも高い数字が出ていているということで、子供のライター遊びに起因する火災は重大事案になりやすいということがこれで見えてとれるかと思えます。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。

前回、山中先生からもご指摘があったように、年齢の幅を広げて見ることも必要だと思います。

我田引水になりますが、これで見ると、先ほどの構成率の累積で、4歳のところが13.0と出ておりますしね。死者数の発生率が、5歳未満が79だから約80%という高い率なので、ライターによる火遊びの問題を取り上げたということは、ある程度妥当性が見られるのではないかと存じますが、山中先生、いかがでしょうか。

山中委員 きちんとしたデータで、なぜ取り上げたかという理由がよくわかるので、大変すばらしいデータだと思います。これがあるからこそ年齢をある程度区切れるという意味では、大変説得力があるデータで、ありがとうございました。

詫間会長 個別に事例研究のようなことの許可が得られれば、またご紹介いただくこともあるかと存じます。

ただ、51カ月本当の理由がなかなか外に出てまいりませんが、試験をするときに、10カ月、15カ月と、区切りのところで、テストをするときのグループ分けですね。EUはめっちゃ頭のいい人が取り組んでいますので、そういうことを言うとあれですが、そこら辺とも関係しているのかなと思ってながめています。実際は、EU委員会に実際に行って質問しないと教えてもらえない部分もありますが、ただ、今の日本のデータから見ても、大体その辺が妥当な幅ではないかということが言えるかと思えます。

世界標準的なものになりつつありますので、その辺は今のデータも含めて準じていくことが安全ではないかと思えます。

あと、高齢者や障害者、私も既に高齢者ですが、その辺が、これはどうですか。

持丸副会長 データも出ているので言わずもがなではありますが、年齢を引き上げると、この後、論点4に出てくる試験方法で、85%でしたか、実際に子供に使わせて、できないということを確認するほうが、子供はだんだん器用になってくると力が大きくなってきます。そうすると、今度は、高齢者や障害者が使いにくいという部分も、正直なところあります。

きょうはあまり申し上げたくなかったのですが、実は、特許のことも少し皆さんに知っておいていただかなければいけなくて、海外の規格が先行しているということは、イコール海外がさっさと特許を出しているということです。日本国内にもフランスやスウェーデンから特許が出ておりまして、実際にはこれをかいくぐらなければいけません。かいくぐるとなると、あまりいい選択肢が残っていない可能性があって、極端な話、重くするなどの作戦しかないかもしれません。そうすると、子供に力が出てくる年齢になると、重くなりすごく押しにくいということもあるので、その辺のことも、やや工学的なものづくり側の観点ではありますが、少し考えていただければと思います。

小野委員 実用新案とか意匠という問題はないんですか。

持丸副会長 私は今、特許しか調べていないのですが、特許を調べただけでも結構出ていますね。こう言うのは何ですが、現認しやすい特許ですから、デザインの特許なので、結構しっかり機構の特許は取られていますね。海外企業はなかなか戦略的です。規制が始まったところに日本で特許をどかっと申請して、束になって取っています。

詫間会長 これは1からずっと番号を振ってありますが、これは時系列的なことではないのですね。

持丸副会長 そうですか、すみません。私のほうで調べたのは、特許電子図書館で調べて、そこで出てきた順番だけです。線を引いたのは、私が調べた「ライター」、「子供」で、ほかのものも引っかけたのですが、線が引いてあって、字消し線が引いてあるものは関係なさそうなものです。関係がありそうなものは中を全部空けて、どこに帰属している特許かということと、私は一応ダウンロードして中身を持っていますが、見ていただくとわかるように、古いほうは外国企業ががらがら取っています。この辺は使いにくい、国内でやろうとするとなかなか難しい、機構が取られていると理解してください。

詫間会長 一応、日本企業も十何社出していますね。

持丸副会長 実体としては、ほとんど1社です。

詫間会長 そうですか。同じ会社がここに出しておられると。

持丸副会長 はい。

詫間会長 なるほど。

ライターの特許はまずフランスが早い時期に取られていますね。

ご承知のように、特許も、原理的なものと、方式特許というものもありますしね。それから、さらにご承知のように意匠登録の問題もありますので、いろいろなレベルでいろいろな種類がありますので、それも総合して考えなければいけないということだと思います。

実は、私も幾つか特許を持っていますが、わりと簡単にいただける部分もあるし、あまり細かいところまで書くとまねされるので、難しいところ、重要なところは書かないんです。それでも取っているものもありますので、特許も調べていくといろいろと難しい問題が出てまいりますが、

そういうことで、これは大変貴重な資料なので、仲野さんのほうでも検討していただけるとありがたいと思います。

ここに実際のライターも用意していただいておりますが、高齢者でも、少しさわっただけですぐに点火できるとなると、子供の場合はもっとひどい火事を起こすということにもなりますので。そういうことを言うとしかれますが、

安全担当係長 仲野委員からご提供いただいたライターに、番号が1から7まで振ってありますが、1から3が前回の協議会でもご提供いただいたもので、4から7は、中国で生産されてEUやアメリカに輸出されているライターということです。特許の関係でしょうか、中国からEUやアメリカに輸出されているものは硬いタイプのものが多いと伺っております。

もし、補足等がありましたらお願いします。

詫間会長 これは、大部分はフリント式ですか。

仲野委員 前回、1点だけフリント式がありました。

詫間会長 このパンフにも書いてありますが、歴史的には、フリント式は最初の段階でできているわけですね。電子ライターは後から。

仲野委員 はい。レギュレーションでは、チャイルド・レジスタンスの機構として何らかの付加機能を付けて、必ず自動復帰しなさいというレギュレーションにアメリカもヨーロッパもなっていると思いましたが、実際にマーケットで、そういう付加動作をしなければ着火しないようなライターはなかなか受け入れられない。また、すぐに壊れてしまうというようなことで、現在の主流は、操作力を重くして、子供の力では操作できないようなものが実際のマーケットの主流であると同っております。

詫間会長 本当は、私どもくらいの年齢は、むしろ使えないほうが安全なわけですからね。もうタバコとかあまり吸わないほうがいいので。

ありがとうございました。そういうことのようにございます。

後で戻っているいろいろご意見をいただいても結構なので、時間が押していますので、論点3のご説

明に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

丹野さん、説明をお願いします。

安全担当係長 続きまして、論点3ということで、規制を仮にする場合、ライターの種類をどこまでとするかということです。資料9の論点3です。

資料9の矢印から下にありますとおり、ライターの流通状況や火災事故の発火源となっているライターの傾向を把握することなどにより検討する必要があると考えられますが、ライターの流通状況については、仲野委員からご提供いただきました資料をもとに、これからご報告いたします。

発火源となったライターの傾向ですが、先日、清水委員の部下の方々からもお話を伺いましたら、発火源となってしまった場合は跡形もなくなってしまうケースが多いということで、ライターの特定はなかなか難しいということをおっしゃっていました。よって、こちらについては難しいと考えております。

ということで、まず参考7及び参考8を使って、ライターの流通状況についてご説明いたしますので、まず参考7をご覧ください。参考7は、シガレットライターの国内需要動向についてご説明するために用意した資料です。日本喫煙具協会の仲野委員から、喫煙具に関する平成20年の国内需要動向調査報告書をいただきまして、これをもとにまとめたものです。

まず、表面をご覧くださいますと、表面は数量ベースとなっております。表1に数量が示してありますが、平成19年は5億8,000万個以上、平成20年は6億4,000万個が国内に流通しているということです。うち国内生産のものは下の図1ですが、16%。それ以外はすべて輸入品です。平成20年は、さらに国内生産の割合が減って12%、88%が輸入品ということ。あと、燃料の再充填が可能なものと使い捨てのものだと見ると、圧倒的に使い捨てのものが多くということで、個数に反映されているのかなと思われます。

図3は、輸入品、国内生産品、ライター合計で、国内でどれくらい流通しているかということグラフに示したものです。ライターの全体流通個数については、増えている傾向にあります。年間5億から6億個流通しているということです。

裏面は、額で示したものですので、こちらは参考程度に後ほどご覧いただければと思います。流通量の多さと、そのうち圧倒的多数を輸入品が占めることをご理解いただければと思います。

その後についている、カラーの資料はライターマニュアルで、日本喫煙具協会の仲野委員から資料のご提供をいただいたものです。ここで、私のような素人が説明いたしますので、後ほど仲野委員から補足説明していただければと思いますが、ライターマニュアルを1枚おめくりいただきますと、「ライターの分類」というページがあります。先ほどから参考7でも出てまいりましたが、注入型やディスプレイという言葉がありますが、それが、ライターの分類の濃い青に書いてあります、注入式

ライター、ディスプレイライターという分類の仕方です。燃料を再充填して使用できるライターが注入式ライターで、燃料の再充填やフリント交換ができない、いわゆる使い捨てのものをディスプレイライターと分類しているようでございます。

あと、着火方式の違いによって3種類に分類されるということで、フリントライターというのは、フリントとヤスリをこすり合わせて発生した火花で燃料に着火するライターということで、昔のタイプのもので、こちらにもフリント式のものがありますが、これはかなりつけにくいものです。ヤスリの下にあるものがフリントです。電子ライターは、衝撃によって高電圧が発生する装置を用いて火花放電で燃料に着火させるライター。電池ライターは、内蔵された電池を使って火花放電で燃料に着火させるライターということで、通常、今ある使い捨てライターはほとんどフリントライター、または電子ライターが主流になります。

あとは燃焼方式による分類ということで、あらかじめ燃料を空気と混合したプリミキシングライター。火力が強いライターでターボライターなどと言われて、事前に燃料と空気が混合されているライターですのでかなり火力が強いです。あと、燃焼の時点で空気と燃料が混合されるポストミキシングライターということで、通常のこうした使い捨てライターなどはポストミキシングライターに分類されるかと思えます。

1枚おめくりいただきますと、実際のライターの写真が載っております。フリントライター、電子ライターがあって、内燃ライターというのは火力の強いものです。それぞれについて、注入式とディスプレイ式の両方があります。

ということで、いわゆる100円ライターまたは使い捨てライターと言われているものの主流は、フリントライターか電子ライターということです。

前回ご説明しましたが、EUやアメリカが価格設定をされていますが、そうした価格設定のもとのライターは、恐らく、フリントライター、電子ライターの使い捨てのものが規制対象になっているのではないかと考えられます。

あと、ノベルティーライターということで、このライターマニュアルの中には、おもちゃの形をしたようなライターや、それを思わせるようなものは載っていませんので、協会の会員の方以外の会社がおつくりになられている可能性があります。ライターの範囲を考えるに当たっては、ノベルティーライターの扱いも今後はかなり重要になってくると思います。そうしたことも踏まえた上でご検討いただければと存じます。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。

別件ですが、日程確認票は回収していただきましたか。最終的に調整しないといけませんので、よろしく願いいたします。

私も少し認識不足でしたが、これは1けた違うのではないかと見ていたのですが、6億個とまではいきませんが、5億6,000万個、そのうち85%が外国製で、主として中国製だと思いますが、相当な数で、輸入品の割合がどんどん増えているわけですね。ですから、その辺との絡みもいろいろなことが出てくると存じます。逆に言うと、輸入品のほうが単価が安いんでしょう。金額ベースでも、この単位が正しければ150億円とか、そのくらいですか。ですから、相当大きな数や金額を扱うということに影響してきますので、そういう意味では重大なことかと思いますが。

このマニュアルの30ページに載っているものはノベルティーではないんですね。ピストル型のものなど、見たこともないものが載っていますが、一番上の年代のところを読むと、上手にまとめてあって、一般の人がご存じないようなことがたくさん書いてありますね。コロンブスによってヨーロッパに伝わったと。コロンブス自身が実現したのかどうか知りませんが、新大陸にヨーロッパ人が到達して、何らかの形で持ち帰ったということからだと思いますが、1906年にフリント式のライターが初めて出回り始めたということも有益な情報ですね。

この間、個人的に荒木課長さんとお話ししていましたら、パイプの火のつけ方からシガーまで含めてどのような種類のものがあるかと。このマニュアルのQ & Aのところ面白いですね。実際にあった質問もあると思いますが、面白い質問が載っていて、参考になることがいろいろと書いてあります。

我々の年齢では、フリント式で、パチンとふたが開いてつけるタイプが一番親しみやすいものですけどね。

このマニュアルについて、何か追加してご説明がありますか。

仲野委員 ライターの区分等については、今、係長からの確にご説明いただきましたので、特に私から補足はありません。

詫間会長 ありがとうございます。

では、そういうことで、論点4に進みたいと思います。最後に、論点1から論点4まで全部まとめてご意見をいただきたいと存じますが。

論点4については、「実効性の担保」ことで、ご説明をお願いします。

安全担当係長 こちらは資料9を使ってご説明いたします。

論点4「実効性の担保」ということで、実際に基準を策定した場合、試験が実施できなければ意味がないということがあります。ただ、日本国内においては、この手の試験を実施したことがある機関がないという現状があります。ということで、実際に欧米ではどのように試験が行われているかという

ことを調査する必要があるということで、現在、東京都のほうでは調査をかけております。結果については10月上旬に出てくる予定ですので、次の協議会でご報告できると考えております。

恐らく、懸念されますのは、100人や200人のお子さんを集めて、模擬とはいえどもライターのようなものをいじってもらうわけですので、そのあたりの保護者の方の承諾をどのように得るか、あと、お子さんたちにどのように話をして、実際に家で同じようなまねをされては困りますので、そうしたことをきちんと教育するか、そうしたことがあると思われます。

また、輸入品対策ということですが、先ほどもご説明しましたとおり、日本国内に流通しているライターは輸入品が圧倒的多数を占めておりますので、こちらの対策です。ただ、論点1の「規制の実施方法」で、法に基づく規制ということが強く押し出されますと、輸入品の対策についてもクリアになると考えております。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。

その試験方法については、持丸先生、いかがでしょうか。

持丸副会長 これは業界に実施していただくのは甚だ無理があって、つまりこれはライターの試験ではありますが、ライターそのものをいじってできることではなくて、被験者になるお子さんをたくさん調達しなければならないわけで、そういうことを頻繁に行うような機関が幾つかあって、そこに試験を任せられるような社会システムをつくるのが良いと考えています。

詫間会長 ありがとうございます。ただ、楽観的かと思いますが、この問題は、本質的には積極的でいらっしゃると思いますよ。昨日ですか、例の環境問題で、20年で1990年対比マイナス25%ということもおっしゃったわけですから、そういうものと対応してね。ただ、誰が行うかということについていろいろご異議が出てくるかと思いますが。

持丸副会長 先ほど仲野さんから話が出たように、CRの話と安全性の話と一緒に試験すべきだということです。同時にできる機関となると少し厄介ですので、試験機関は別々になるということにせざるを得ないと思います。子供を集めて試験をすることが得意なところは、逆を返すと、ライターそのものに関する試験はあまり得意ではないので。

詫間会長 この点に関して、商品テスト部の鎌田さんのほうはいかがですか。特にそういう問題を検査しておられるということは、今までのご経験上ないのでしょうか。

鎌田委員 私どものところでは、そのような規格基準のテストは、実施しないこともありませんが、どちらかというと、今回も、幼児の使用実態に即したテストということであろうかと思いますが、製品の苦情が来たときには、どういう使い方をしていたか等の使用実態に即したテストを実施し、その商品

のどういうところに問題があったのかというところの検証を行っています。認定機関ではありませんので、規格基準に則って、良い、悪いというようなテストは、主立って実施していません。

詫間会長 先ほど持丸委員も少しおっしゃいましたように、そういうことを得意にしておられるとすると、製品だけをチェックされるのとあって、参考4にもありますように、欧米では既に、42カ月から2カ月、次は3カ月、3カ月と区切って、トータルで最低でも100名。85%以上の子供に対して防止の能力があったというような、テストの方法まできちんと決まっているわけですから。これが妥当かどうかは、我が国は我が国として検討する必要がありますが、物そのものをチェックするところと、ユーザーとのインターアクションで起きることをチェックするものと、両方をきちんと公的に客観的にチェックできるようにならないといけないわけですね。その辺は、9月1日に消費者庁が発足したわけだから、消費者庁その他関連のところをお願いできると望ましいと思いますけどね。

東京都では、そういう機関がありますか。

安全担当係長 今、持丸先生がいらっしゃる近くの隣に、地方独立行政法人産業技術研究センターがありまして、あるとすればそこくらいですが、そこでも少し難しいかもしれません。

持丸副会長 今あったようなことは、なかなか難しいと思います。

仲野委員 事務局にお願いしたいのですが、今、アメリカ、ヨーロッパの試験の実態について調査をされているということですが、私が知る限りでは、ヨーロッパにテストラボはないのではないかと思います。やはり子供さんを集めて試験をすることにいろいろな問題があって、テストラボがないのではないかと。ですから、ヨーロッパは、アメリカでのサーティフィケートを持ってくればヨーロッパの通関はしますよという方式をとっているようです。ヨーロッパ委員会はこの基準を策定しているいろいろなガイドラインを出したときに、テストラボについてのページは白紙になっておりまして、後で公表するという内容ですが、それは私のほうの情報不足かもしれませんが、ラボについての情報を持っていませんので、一緒にお調べいただけるのであれば、お願いしたいと思っております。

詫間会長 そうですね。この点は、参考4にもありますように、CPSCがグローバルに権威のところですからね。それにEUの標準化委員会で、ISOなどのことを逆に向こうでどんどん決められてしまって、日本は、この間、1つか2つくらいしか通らなかったでしょう。そういう意味では、両者とも関心は高いと思います。

持丸副会長 先ほども丹野さんがおっしゃったように、家に帰って練習してしまうということがあるので結構難しいです。

例えば、子供がマンションの手すりをどのくらいよじ登れるかという実験。家に帰ってからがんばってしまう子供。

例えば、先ほど話があったように、あまりいいアイデアではありませんが、ほとんど力で決めるとなったら、ライターとは関係なく、どれくらいの力でギュッと握れるかというようなことでレギュレーションすることはあり得るかもしれません。ただ、ほかにももっと多様な機能がとなると、なかなか難しくなってくる場合があります。具体的にどうするかは、確かに、この後もう少し議論していかなければいけませんね。

詫間会長 ロボットにさせてみるとかね。この前のオフィス家具の際には、先生が、ゴムでつくった手の指で、どの程度の圧力がかかるかというようなこともしていただきましたが。

それは、本協議会がそこまでレスポンスビリティがあるわけではありませんし、専門性もありませんので、そういうことが集中的にできるようなラボをお持ちの大学の先生がおられればありがたい面もありますが、今回のところでは、持丸先生にお願いするよりしょうがないような気がします。

小野委員 余談ですが、ベランダからどの程度で落ちてしまうのかというテストをしようとすると、子供に被験させるためのモチベーションをつくらせなければいけません。平たく言うと、かなりおだてないと子供は参加しませんので、それなりのモチベーションをつくるわけです。しかし実際は、それをそのまま家に持ち帰り、まねして落ちてしまうというおそれがあるため、かつてその実験を急遽やめてしまったという経緯がありました。

詫間会長 つい先日も9階から落ちたお子さんがいましたね。

小野委員 そういうこともあるので、よくよく検討したほうがいいと思います。

詫間会長 これは非常に注意してやらなければいけないことですが、わかりました。

では、今のアメリカのグローバルスタンダードになりつつあるものについて、EUのほうを、丹野さんはリサーチがお上手なので、次回もう少し具体的なものがあれば、これだけではなくてほかの方法もあるのか、逆に、そこがどうしてそのように年齢が区切られたかという理由も、統計的なことだけでやっているのか、必ずしもそうではない部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは一応、論点1、2、3、4について、重要なご指摘もあって、論点の検討がさせていただいたと思います。残りの時間で、論点1から論点4までまとめて、関連性もありますので、その辺でこの際というご意見がありますか。

子供の行動との絡みについて、山上先生のところなどではいかがですか。相談で。

山上委員 私は子供のご相談は受けておりません。大人の方で、ポケットに簡易ライターを入れていて、気がついたら火が出ていたという相談が寄せられたことがあります。そのときは、事故品をすぐに捨ててしまったということで何もできなかったのです。構造があまりにも簡便すぎて、シートベルトがちょうど胸に当たるようなところにポケットがあって、そこにを入れていて、30分くらい前に一回タ

タバコを吸って、それからしまっておいたという話だったのですが、何が原因だか調べることができませんでした。もしかすると静電気か何かで着火するというものもあるのかしらという話をしたことがありますが、もう少し、しっかりした形のライターであってほしいという思いはありました。使用実態に基づいて国民生活センターにテスト依頼するケースまでには至っていません。

あと、話はズレますが、今、禁煙が進んでいると思っていたのですが、国内の需要動向を見ると、去年から比べて、19年度、20年度でこれだけ数が増えているとなると、禁煙も進んでいないのかなという思いもあつたりします。こういう使い捨てのライターの中で、ぜひとも、これだけ火災でけがをする、死亡するという事件・事故があるのであれば、最低CRはやっていただかなければいけないし、安全基準もできたらいいなとの思いはあります。

詫間会長 ありがとうございます。禁煙は進んできていますね、データとしては。ただ、吸う人が幾つも使うという場合もありますから、使い捨てライターが増えているということもあると思います。そこら辺は難しいところだと思います。

そのほかにライターを使うというのは、僕もタバコは吸いませんが、外国へ行くときは持っていきますからね。紐を切るときに使うとか、いざというときにいろいろな使い方があるので。まず、東南アジアに行くと、くれと言われます。だから、日本製のライターをお土産として使うとかね。良いことか、悪いことか。

航空機の中で、この間大変なことになって、あの後、JALで調査をしたら、1機で四十何個も見つかったという報道もありました。私は自分では使っていないので忘れることはないと思いますが、スーツケースの中に入れるのも、今は問題なのかな。火が出るものだからね。

この間、どこかの業者がしかられていましたね。花火か何かを検査せずに航空機で運んだということがありました。

そういうことで、重要なポイントについては一応言及していただけたかと存じますが、ほかに何かありますか。

持丸副会長 今さらかもしれませんが、論点3のノベルティーライターの、EUはどこで線引きしているのか調べていただけると助かります。お人形のシールが貼ってあったらノベルティーライターなのか、熊の形をしていればノベルティーライターなのか。これも線引きが難しいと思っていますので、お願いします。

詫間会長 デザインが子供向けというか、絵があるだけでノベルティーになるのかと。

持丸副会長 絵が貼っているものが多いですね。

それから、プロ野球の選手が描いてあるとか、難しいですね。

詫間会長 その辺も含めて、事務局、次回までにお調べいただきたいと思います。

安全担当係長 わかりました。

詫間会長 それでは、恐縮ですが、資料10に移ってよろしいでしょうか。

今後の協議のスケジュール案についてですが、本日が9月8日で、最初は3回くらいで終了できないかという効率的なことを考えていましたが、内容がかなり豊富でもありますし、難しい問題を含んでおりますので、全部で4回ということをご了承いただけたかと思いますが。

次回の10月15日についてはご了解いただいております。11月の分はどの辺でお集まりいただくかということ調整していただいて、ご発表いただくことになるとと思いますが、この流れについてはいかがでしょうか。

安全担当係長 簡単にご説明いたします。

資料10をご覧ください。前回の協議会では、今回のテーマにおいて3回開催する予定である旨をご説明しましたが、やはり日程がタイトすぎましたので、開催を4回に増やしまして、結局、10月15日が3回目、その後、11月中旬に4回目を開催したいと考えております。次回第3回については、本日の検討結果を踏まえて、協議会報告書の案に近いものをお出しできればと考えております。3回目で協議会報告書の案についてご検討いただきまして、その後、4回目までに先生方にもう一度報告書案を見ていただいて確認させていただきまして、最終回の4回目では、報告書案の「案」が取れて決定のものにしていただきまして、東京都にご報告いただき、あわせてプレス発表と国への提案、業界への要望、消費者への情報提供ということで考えております。

申し訳ありませんが、資料10のプレス発表のところ、括弧書きの中が「第3回協議会終了後」とありますが、これは「第4回」に修正していただければと思います。申し訳ありません。

あと、資料8につきましても、協議会の開催の回数を3回から4回にあわせて訂正しておりますので、前回お示したものと差し替えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で今後の協議スケジュール案についてのご説明を終わります。

詫間会長 ありがとうございます。

第3回で素案をご提案いただきまして、項目や章などについてご意見を賜り、4回までにコンプリートのものをまとめるという手順になっておりますので、ご了解いただければありがたいと思います。

10月15日の18時からということは前回ご了解いただきましたが、11月中旬の予定についてご提案できますか。

安全担当係長 皆様のご予定では、11月18日の水曜日の午前・午後、20日の金曜日の午前ですが、金曜日は知事の記者会見と重なるのでプレス発表は避けるようにという話があるかもしれませ

るので、できれば18日の水曜日午前に協議会を開催していただきまして、午後にプレス発表ということがよろしいのですが。

仲野委員 午前中は無理で、14時ころからなら出られます。

安全担当係長 では、18日の14時からということではいかがでしょうか。お忙しいところを申し訳ありません。

10月15日は前回と同じC会議室ですが、11月18日の場所につきましては追ってご連絡申し上げます。

詫間会長 いろいろとご協力いただきまして、一応コンプリートに近いイメージが出てきたかと思いますが、特にこの際、こういう点を指摘しておきたいということがありましたら、どうぞ。

仲野委員 先ほどの論点の中の、テスト方法が定まらないうちに何らかの法規制を要望するという報告書が出ると、ライターの所管のところからいろいろ問題が出ることも予想されるので、そこについて何とかそのテスト方法を模索していただくようなことをお願いしたいと思います。

詫間会長 それは当然、そういうことになると存じます。そのためにも、まず調査をしていただいて、既に確立したものを設けている国もあるわけですから、よろしく願いしたいと思います。

事務局もお忙しい中、恐縮ですが、今回も有益な資料を集めていただいておりますが、

では、事務局にお返しいたします。

生活安全課長 何とか、アメリカ、EUに続いて日本も良い方向に進めばよろしいかと思えます。今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

20時00分閉会